

第6回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年11月27日（金）午後3時53分より

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和2年11月27日(金) 15時53分
2. 閉会時間 令和2年11月27日(金) 16時14分
3. 開催場所 市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 15名
5. 欠席委員者の数 4名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 15名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 非農地証明願について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後 3 時 5 3 分開始

議長

皆さん、こんにちは。只今より、第 6 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 …… 委員、 …… 委員、・番 …… 委員、・番 …… 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第 15 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、・番 …… 委員、 …… 委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集 1 ページに記載のとおり、4 件 8 筆 6, 054. 28 平方メートルの届けがありました。

次に、報告第 2 号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集 2 ページに記載のとおりで、2 件 7 筆 15, 486 平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第 1 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 1 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番について説明します。

申請人は、議案集 3 ページ 1 番に記載のとおりで、申請地 1, 013 平方メートルに木造 2 階建共同住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第 3 種農地と判断しております。

す。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

造成し、防護柵を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

本件につきましては、先月の総会でご審議いただきましたが、総会後に被害防除計画に誤りがあったことが判明しましたので、改めて、ご審議いただくものです。

別添①の7ページの被害防除計画をご覧ください。

先月総会では、盛土、切土を最高4mで行う造成計画でありましたが、正しくは、7ページ記載のとおり、盛土が最高1.2m、切土が最高1.1mです。

議案集にお戻りください。

借入人及び貸入人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地1,605平方メートルを借り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は貸入人の雑種地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっております。

造成しブロックを設け、雨水は溜枡を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ2番に記載のとおりで、
申請地449平方メートルを譲り受け、駐車場及び資材置場として利用したいとの申請です。
申請地は、・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。
申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。
現状のまま利用しブロックを設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、
ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可
相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ3番に記載のとおりで、申請地433.12平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、ブロックを設け、雨水は溜枡を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成12年5月不詳頃から山林化及び倉庫用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は里道、東側は山林、南側及び西側は水路を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、山林化及び倉庫用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集5ページ2番に記載のとおりで、申請地は昭和60年月日不詳頃から牛舎用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側は農地、東側は里道を挟んで墓地、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、牛舎用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから10ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	6件	27筆	21,556.22 m ²
耕作権の再設定	10件	22筆	26,702.89 m ²
合計	16件	49筆	48,259.11 m ² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集11ページに記載のとおりで、4件 8筆 5, 264㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

議案集の12ページから13ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、34筆34, 511.22平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、10名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

以上で、第6回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第6回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時14分